

関係者各位

小樽開発建設部が施行する一般国道5号改築工事（倶知安余市道路・北海道岩内郡共和町国富地内）について、令和7年3月24日に土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

- 1 事業の認定の告示があった土地
北海道岩内郡共和町国富地内
（注）この土地を表示する図面は、共和町役場環境整備課で御覧いただけます。
- 2 土地価格の固定について
前記1の土地については、事業の認定の告示のあった日をもって、土地価格が固定されることとなります。
- 3 関係人の範囲の制限について
事業の認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 4 損失補償の制限
事業の認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し、増改築等をするときは、あらかじめ北海道知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 5 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人は、自分が権利を持っている土地について、裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。
- 6 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 7 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接北海道収用委員会あてにすることができます。
- 8 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は小樽開発建設部用地課又は共和町役場環境整備課において下されば配布いたします。
- 9 その他の事項について
その他不明な点については、小樽市潮見台1丁目15番5号の小樽開発建設部用地課に照会ください。

電話番号（0134） 23 ― 5149

国土交通省北海道開発局小樽開発建設部